

上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上士幌町内に賃貸住宅を建設する者(以下「住宅建設者」という。)に対して助成措置を講じることにより、民間活力による賃貸住宅の建設を促進し、町民の定住と町内への移住促進を図ることを目的とする。

(助成の対象等)

第2条 助成の対象となる賃貸住宅(以下「助成物件」という。)は、組立式仮設住宅以外の新築建物とする。ただし、各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設けられていること。

2 助成の対象となる住宅建設者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員である者
- (3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者

3 助成物件は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する構造及び上士幌町の気候風土に適した住宅(住宅金融支援機構基準以上)を建設するものとする。

4 次の各号に該当する賃貸住宅は、助成の対象としない。

- (1) 住宅建設者が個人の場合、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族が入居するもの。
- (2) 住宅建設者が法人の場合、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族が入居するもの。

(定義)

第2条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書きに規定する軽微な建設工事のみを請け負う事を営業とするもので、法人にあつては本店を町内に有し、個人にあつては町内に主たる事業所を有する者をいう。

(認定)

第3条 住宅建設者は、助成物件の建設に着手する前に、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成事業認定申請書(様式第1号)を町長に提出し、事業の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の認定の申請があつたときは、内容を審査し認定することが適当と認

めたときは、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成事業認定通知書（様式第2号）により住宅建設者（以下「事業認定者」という。）に通知する。

3 前項により事業認定を受けた日から、2年を経過しても助成物件が完成しない場合にあつては、事業認定を取り消すものとする。ただし、町長が遅延理由を認めたときは、この限りでない。

4 事業認定者は、助成物件の建設に着手したときには、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成事業工事着手届（様式第3号）を町長に提出するものとする。

5 事業認定者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成事業認定変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）事業認定内容の変更を行う場合

（2）助成事業を中止又は廃止する場合

6 町長は、前項の申請があつたときはその内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成事業変更承認通知書（様式第5号）により事業認定者に通知するものとする。

（検査及び検定）

第4条 事業認定者は、助成物件の建設中に一回以上、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成事業工事中間検査申請書（様式第6号）を町長に提出し、中間検査（断熱材の確認等）を受けなければならない。

2 事業認定者は、助成物件が完成したときは、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成事業工事完成届（様式第7号）を町長に提出し、完了検定を受けなければならない。

（助成）

第5条 町長は、事業認定者に対して、毎年度の予算の範囲内で、次の区分により住宅建設の助成を行なう。ただし、助成物件の建築床面積は建築基準法に基づく延べ床面積とし、所有者が管理するために占用する面積、及び助成物件の本体から独立した建築物は除くものとする。

（1）一戸建住宅で建築床面積が49.5平方メートル以上の住宅建設に要した経費に対し、別表第1の額を助成する。

（2）1棟2戸建以上の住宅で、1戸当り建築床面積が49.5平方メートル以上の住宅建設に要した経費に対し、別表第2の額を助成する。

（3）一戸建住宅及び1棟2戸建以上の住宅で、1戸当り建築床面積が19.8平方メートル以上49.5平方メートル未満の住宅建設に要した経費に対し、別表第3の額を助成する。

2 前項により算出した額に1万円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付を受けようとする事業認定者は、前条第2項の完了検定を受けた後に、

上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成金交付申請書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の交付申請があったときは、当該助成金の交付額を確定し、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成金交付決定通知書（様式第9号）により、事業認定者に通知するものとする。

5 町長は、前項の助成金交付額の確定後、事業認定者から提出される上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成金請求書（様式第10号）に基づき、すみやかに助成金を交付するものとする。

（認定及び助成の取り消し等）

第6条 町長は、事業認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定若しくは助成の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 助成金を受領した後、7年以内に賃貸住宅を他の用途に変更したとき。ただし、町長が用途変更を認めたときは、この限りでない。

（2） 助成金の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（地位の承継）

第7条 事業認定者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に掲げる者は、上士幌町定住住宅建設助成金地位承継承認申請書（様式第11号）により、理由を付して町長に提出する。

（1） 事業認定者が死亡又は廃業等した場合は、その承継事業者又は相続人。

（2） 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人。

（3） 賃貸住宅を譲渡した場合、その譲受人。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認められるときは、上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成金地位承継承認通知書（様式第12号）により、前項各号に掲げる者に通知し、前項各号に掲げる者はその地位を承継する。

（報告等）

第8条 認定者は、町長から入居状況等について報告及び調査を求められたときは、協力しなければならない。

（住民登録の監督）

第9条 事業認定者は、賃貸住宅に入居する者に対して、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をする旨を監督しなければならない。

2 事業認定者は、前項において住民登録を行わずに入居する者がある場合、その理由を付して町長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成23年3月31日までに、第3条の認定を受けた事業は、効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成26年3月31日までに、第3条の認定を受けた事業は、効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成27年3月31日までに、第3条の認定を受けた事業は、効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成28年3月31日までに、第3条の認定を受けた事業は、効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成29年3月31日までに、第3条の認定を受けた事業は、効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成30年3月31日までに、第3条の認定を受けた事業は、効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成32年3月31日までに、第3条の認定を受けた事業は、効力を有するものとする。

別表第1 (49. 5㎡以上の一戸建て住宅の助成額)

		(い)	(ろ)
	住宅建設者	賃貸住宅の建築に係る主たる施工者が町内業者による場合	(い) 以外による場合
(1)	町内に住所を有する個人又は法人	240万円を限度として3.3平方メートル当たり12万円	140万円を限度として3.3平方メートル当たり7万円
(2)	(1) 以外の者	220万円を限度として3.3平方メートル当たり11万円	130万円を限度として3.3平方メートル当たり6万円

別表第2 (49. 5㎡以上の集合住宅の助成額)

		(い)	(ろ)
	住宅建設者	賃貸住宅の建築に係る主たる施工者が町内業者による場合	(い) 以外による場合
(1)	町内に住所を有する個人又は法人	200万円を限度として3.3平方メートル当たり10万円	110万円を限度として3.3平方メートル当たり6万円
(2)	(1) 以外の者	180万円を限度として3.3平方メートル当たり9万円	100万円を限度として3.3平方メートル当たり5万円

別表第3 (19. 8㎡以上49. 5㎡未満の一戸建て住宅又は集合住宅の助成額)

		(い)	(ろ)
	住宅建設者	賃貸住宅の建築に係る主たる施工者が町内業者による場合	(い) 以外による場合
(1)	町内に住所を有する個人又は法人	100万円を限度として3.3平方メートル当たり12万円	60万円を限度として3.3平方メートル当たり7万円
(2)	(1) 以外の者	90万円を限度として3.3平方メートル当たり11万円	50万円を限度として3.3平方メートル当たり6万円